

議案第57号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において

「削除条項等」という。) を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略	目次 第1章及び第2章 略 <u>第2章の2 動物取扱業の規制（第10条の2—第10条の18）</u> <u>第3章 特定動物の飼育（第11条—第16条）</u> <u>第4章 動物の収容等（第11条—第15条）</u> <u>第5章 緊急時の措置等（第16条—第20条）</u> <u>第6章 雜則（第21条—第23条）</u> <u>第7章 罰則（第24条—第26条）</u> 附則
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。

(4)及び(5) 略

(6) 動物取扱業 法第10条第1項に規定する動物取扱業をいう。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第8条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておくなければならない。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 特定動物 ライオン、くま、わにその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で規則で定めるものをいう。

(4)及び(5) 略

(6) 動物取扱業 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する動物取扱業をいう。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第8条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定動物が逃げ出さないように、定期的に飼育施設の点検を行うこと。

(2) 特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておくこと。

(3) 特定動物を飼育している旨の標識を、規則で定めるとこ
ろにより、飼育施設のある土地又は建物の出入口付近の外部
から見やすい場所に掲示すること。

第2章の2 動物取扱業の規制

(動物取扱業者についての特別の規制措置)

第10条の2 県内において飼育施設を設置して動物取扱業を営む
者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）については、法第
14条の規定に基づき、法第2章第2節に規定する措置に代えて、
この章に規定する規制措置を適用するものとする。

(動物取扱業者の遵守事項)

第10条の3 飼育施設を設置して動物取扱業を営む者は、飼育施
設の構造、その取り扱う動物（法第8条第1項に規定する動物
に限る。以下この章において同じ。）の管理の方法等について、
法第11条第1項の基準を遵守するとともに、その取り扱う動物
の管理を適正に行わせるため、飼育施設を設置する事業所ごと
に専任の動物取扱責任者を置かなければならない。

2 前項の動物取扱責任者（以下「動物取扱責任者」という。）

は、動物の適正な飼育及び保管に関し必要な知識を習得させる
ことを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で
定める者をもって充てなければならない。

(動物取扱業の登録)

第10条の4 飼育施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、
飼育施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければ
ならない。

2 前項の登録を受けようとする者（次条第2項及び第10条の6
において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した
申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及
び主たる事務所の所在地）

(2) 飼育施設を設置する事業所の名称及び所在地

(3) 動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練又は展示
の別をいう。）

(4) 主として取り扱う動物の種類及び数

(5) 飼育施設の構造及び規模

(6) 飼育施設の管理の方法

(7) 動物取扱責任者の氏名

(8) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、飼育施設の平面図及び立面図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第10条の5 前条第1項の登録は、同条第2項各号に掲げる事項、登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

2 知事は、前条第1項の登録をしたときは、同条第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項にあっては、主として取り扱う動物の種類に限る。第10条の8第2項において同じ。）、登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならない。

(登録の拒否)

第10条の6 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者

であるとき、若しくは第10条の3第1項の規定による法第11条
第1項の基準の遵守をせず、若しくはしないことが明らかであるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第10条の4第1項の登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第10条の15第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 法人でその代表者が前2号のいずれかに該当する者であるもの

2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録等)

第10条の7 第10条の4第1項の登録を受けて動物取扱業を営む

者（以下「登録業者」という。）は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするとき（同項第7号に掲げる事項にあっては、動物取扱責任者を変更する場合に限る。）は、変更の登録を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 前項の変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第10条の4第3項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 4 登録業者は、第10条の4第2項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき（同項第2号に掲げる事項の変更にあっては飼育施設を設置する事業所の名称の変更に、同項第7号に掲げる事項にあっては動物取扱責任者を変更しない場合に限る。）は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、前項の規定による届出があったときは、変更の登録を行うものとする。

（変更の登録の実施等）

第10条の8 前条第1項及び第5項の変更の登録は、申請に係る事項及び変更の登録の年月日を動物取扱業登録簿に記載して行うものとする。

2 知事は、第10条の4第2項第1号から第4号まで又は第7号に掲げる事項について前条第1項又は第5項の変更の登録をしたときは、第10条の4第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項、変更の登録の年月日並びに登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該登録業者に交付しなければならない。

3 第10条の6の規定は、前条第1項の変更の登録について準用する。

(承継)

第10条の9 登録業者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該登録業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(飼育施設の使用の廃止の届出等)

第10条の10 登録業者は、第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならない。

(動物取扱業登録証の再交付)

第10条の11 登録業者は、動物取扱業登録証を紛失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。この場合において、動物取扱業登録証を損傷した者にあっては、当該損傷した動物取扱業登録証を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により再交付の申請があったときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならない。

(動物取扱業登録証の返納)

第10条の12 登録業者は、第10条の8第2項の規定により動物取扱業登録証の交付を受けたとき、又は前条第2項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けた後に紛失した動物取扱業登録証を発見したときは、速やかに、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条の13 知事は、第10条の10の規定による届出があったとき、
又は第10条の4第1項の登録に係る飼育施設の使用を廃止した
事実が判明したときは、同項の登録を抹消しなければならない。

(動物取扱業登録証の掲示)

第10条の14 登録業者は、当該登録に係る事業所の見やすい箇所
に動物取扱業登録証を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、第10条の4第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第10条の4第1項の登録
を受けたとき。
- (2) 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したと
き。
- (3) 第10条の6第1項第1号又は第3号に掲げる者（同号に
掲げる者にあっては、その代表者が同項第1号に該当する者
である場合に限る。）に該当することとなったとき。

- 2 知事は、前項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により第10条の4第1項の登録を取り消された者は、遅滞なく、動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

(勧告、命令及び公表)

第10条の16 知事は、飼育施設を設置して動物取扱業を営む者が第10条の3第1項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼育施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱責任者を設置すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(立入調査等)

第10条の17 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、
飼育施設を設置して動物取扱業を営む者から飼育施設の状況、
その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を
求め、又はその職員に、当該動物取扱業を営む者の飼育施設を
設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼育施設そ
の他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがで
きる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分
を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これ
を提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査の
ために認められたものと解釈してはならない。

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の適用除外)

第10条の18 第10条の5第2項、第10条の8第2項及び第10条の
11第2項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第

4条の規定は、適用しない。

2 第10条の10、第10条の11第1項、第10条の12及び第10条の15
第3項の返納については、鳥取県行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。

第3章 特定動物の飼育

(特定動物の飼育許可)

第11条 特定動物を飼育しようとする者は、規則で定める動物の
区分及び飼育施設ごとに知事の許可を受けなければならない。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が、その設置し、及び管理する施設
内において特定動物を飼育する場合

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定
する博物館（主として動物を収集し、及び展示するものに限
る。）又は同法第29条の規定により指定を受けた博物館に相
当する施設（主として動物を収集し、及び展示するものに限
る。）内において特定動物を飼育する場合

(3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定す

る診療施設内において獣医師が診療のために特定動物を飼育する場合

2 前項の許可（以下「飼育許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 飼育の目的
- (3) 特定動物の種類及び数
- (4) 飼育施設の所在地
- (5) 飼育施設の構造、規模及び数
- (6) 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の氏名及び住所
- (7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 飼育施設の平面図及び立面図
- (2) 申請者及び作業従事者の特定動物の飼育又はその作業に関する経歴書

(3) その他規則で定める書類

(許可の要件等)

第12条 知事は、前条第2項の規定による申請が次に掲げる要件に適合していると認める場合に限り、飼育許可をするものとする。

(1) 申請に係る飼育施設が次に掲げる基準に適合していること。

- ア 特定動物の破壊力に耐え得る十分な強度を有すること。
- イ 容積は、飼育する特定動物の数に応じ、適當なものとすること。

ウ その他規則で定める基準

(2) 申請者が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 満18歳に満たない者
- イ 第16条の規定により飼育許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過していない者
- ウ 法若しくはこの条例又は法若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過していない者

2 飼育許可には、有効期間その他必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第13条 飼育許可（この項の規定による変更の許可を含む。以下同じ。）を受けた者は、第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするとき（同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更する場合に限る。）は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該飼育許可に係る飼育施設において飼育する特定動物と同一種類で、かつ、同一数以内において変更するとき、又は規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更に係る事項

(3) 変更の理由

(4) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

(1) 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合は、当該変更又は増設に係る飼育施設の平面図及び立面図

(2) 作業従事者を変更する場合は、当該変更後の作業従事者に係る第11条第3項第2号に掲げる書類

(3) その他規則で定める書類

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 第1項ただし書に該当する変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

6 飼育許可を受けた者は、第11条第2項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき（同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更しない場合に限る。）は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け

出なければならない。

(施設内飼育)

第14条 飼育許可を受けた者は、特定動物を当該飼育許可に係る
飼育施設内で飼育するものとし、当該飼育施設の外へ出しては
ならない。ただし、疾病の治療等のため特定動物を診療施設に
輸送する場合その他規則で定める場合であつて、人の生命、身
体又は財産を侵害するおそれのない安全な方法で取り扱うとき
は、この限りでない。

(廃止の届出)

第15条 飼育許可を受けた者は、特定動物の飼育を廃止したとき
は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け
出なければならない。

(許可の取消し)

第16条 知事は、飼育許可を受けた者が次の各号のいずれかに該
当するときは、その飼育許可を取り消すことができる。
(1) 第8条又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反し

- て、人の生命、身体又は財産を侵害したとき。
- (2) 第12条第2項の飼育許可の条件に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (4) 第14条の規定に違反したとき。
- (5) 第24条第1項若しくは第4項の規定による命令又は同条第3項の規定による命令若しくは禁止に違反したとき。
- (6) 不正の手段により飼育許可を受けたとき。

第3章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第11条 略

(収容の公示等)

第12条 略

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 略

第4章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第17条 略

(収容の公示等)

第18条 略

(犬、ねこ等の譲渡)

第19条 略

(野犬等の薬殺処分)

第14条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第11条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

2 及び 3 略

(感染症の予防)

第15条 略

第4章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第16条 略

(事故発生時の措置)

(野犬等の薬殺処分)

第20条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第17条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

2 及び 3 略

(感染症の予防)

第21条 略

第5章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第22条 略

(事故発生時の措置)

第17条 略

(措置命令)

第18条 知事は、特定動物の飼い主が第8条又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 略

第23条 略

(措置命令)

第24条 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第8条第1号又は第2号の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 略

3 知事は、飼育許可に係る飼育施設が第12条第1項第1号に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該飼育許可を受けた者に対し、当該飼育施設の修理若しくは改造を命じ、当該修理若しくは改造が完了するまでの間特定動物の他の飼育施設への移送を命じ、又は当該飼育施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

4 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第14条の規定に違反していると認めるとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該飼育許可を受けた者又は当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができ

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 及び 3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせる

る。

- (1) 第14条の規定に違反している特定動物の飼い主にあっては、特定動物を飼育施設内で飼育すること。
- (2) 特定動物を殺処分すること。
- (3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例（第2章の2の規定を除く。）の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 及び 3 略

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第26条 知事は、第10条の17第1項又は前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせる

ため、動物愛護管理員を置く。

2 略

第5章 雜則

(保管に要した費用等)

第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、保管に要した費用及び返還に要する費用として、次の各号に定める額を負担しなければならない。

(1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき300

円

(2) 返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽1日につき
3,000円

ため、動物愛護管理員を置く。

2 略

第6章 雜則

(手数料等)

第27条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第10条の4第1項の登録を受けようとする者 1件につき6,600円

(2) 第10条の7第1項の変更の登録を受けようとする者 1件につき4,000円

(3) 第10条の11第1項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者 1件につき1,800円

(4) 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者 1

件につき1万6,000円

(5) 第13条第1項の規定により許可を受けようとする者 1

件につき1万円

2 法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引
き取られた犬若しくはねこ、法第19条第2項の規定により収容
された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第17条第1項
の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、
規則で定めるところにより、保管に要した費用及び返還に要す
る費用を負担しなければならない。

(権限の委任)

第22条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定
めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための
組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第23条 略

(規則への委任)

第28条 略

第6章 罰則

第7章 罰則

第28条の2 第10条の16第2項の規定による命令に違反した者は、
30万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又
は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けない
で特定動物を飼育した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けない
で第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更し
た者
- (3) 第14条の規定に違反した者
- (4) 第24条第4項の規定による命令に違反した者

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の
罰金に処する。

- (1) 第10条の4第1項の規定に違反して、知事の登録を受け
ないで動物取扱業を営んだ者
- (2) 第10条の7第1項の規定に違反して、知事の変更の登録

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条第2項の規定による命令（同項第2号に係るもの
を除く。) に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 略

を受けないで第10条の4第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者

- (3) 偽りその他不正の手段により第10条の4第1項の登録又は第10条の7第1項の変更の登録を受けた者
- (4) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第10条の17第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第24条第2項の規定による命令（同項第2号に係るもの
を除く。) に違反した者
- (3) 第24条第3項の規定による命令又は禁止に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 略

- (2) 第16条第1項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第18条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものに限る。）に違反した者
- (5) 第19条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料を科する。

- (2) 第10条の15第3項の規定に違反した者
- (3) 第22条第1項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (4) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第24条第2項の規定による命令（同項第2号に係るものに限る。）に違反した者
- (6) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料を科する。

第33条 第10条の7第4項、第10条の9第2項又は第10条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県飼い犬管理条例の廃止)

2 略

(経過措置)

3～5 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年5月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県飼い犬管理条例の廃止)

2 略

(経過措置)

3～5 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、附則第6項から第8項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録</u> 1件につき6,600円</p> <p>(111の3) <u>動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき4,000円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p>

(111の4) <u>動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱 責任者研修の実施</u> 1件につき1,000円
(111の5) <u>動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物 の飼養又は保管の許可</u> 1件につき16,000円
(111の6) <u>動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定 動物の飼養又は保管の変更の許可</u> 1件につき10,000円
(111の7) <u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</u> (平成 18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。) <u>第2条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する登録証の 再交付</u> 1件につき1,800円
(111の8) <u>動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく 同条第5項に規定する許可証の再交付</u> 1件につき1,800円
(112)～(323) 略
2 略

(112)～(323) 略

2 略

(既に動物取扱業を営んでいる者に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の4第1項の規定による登録を受けて動物取扱業を営んでいる者が引き続き当該業を行おうとする場合の動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

(平成17年法律第68号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「新法」という。)第10条第1項の規定による登録については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成19年5月31日までの間(当該期間内に新法第12条第1項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、前項の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例(以下「新手数料徴収条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の2による手数料は、徴収しない。

(既に特定動物の飼育の許可を受けている者に関する経過措置)

5 この条例の施行の際に旧条例第11条第1項の規定による許可を受けて特定動物の飼育を行っている者が引き続き当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をしようとする場合の新法第26条第1項の許可に係る申請については、施行日から平成19年5月31日までの間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の5による手数料は、徴収しない。

(施行日前の特定動物の飼養又は保管の許可の申請に係る手数料の徴収)

6 施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第1項の規定により新法第26条第1項の規定による許可を受けようとする者の行う申請については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

7 新手数料徴収条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

8 附則第6項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の許可については、新手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第111号の5の手数料は、徴収しない。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

9 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 略</u></p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p><u>（10） 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）による同条例第11条第1項又は同条例第13条第1項の許可に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（11） 略</u></p>